

平成 23 年第 2 回防府市議会定例会会議録（その 2）

○平成 23 年 3 月 2 日（水曜日）

○議事日程

平成 23 年 3 月 2 日（水曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 4 号 平成 22 年度防府市一般会計補正予算（第 13 号）
（各常任委員会委員長報告）
議案第 5 号 平成 22 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 4 号）
（総務委員会委員長報告）
議案第 36 号 平成 22 年度防府市一般会計補正予算（第 14 号）
議案第 6 号 平成 22 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 8 号 平成 22 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 10 号 平成 22 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 11 号 平成 22 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 12 号 平成 22 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
（以上教育民生委員会委員長報告）
議案第 7 号 平成 22 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 号 平成 22 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 13 号 平成 22 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 14 号 平成 22 年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
（以上産業建設委員会委員長報告）
- 4 市長施政方針演説
- 5 議案第 15 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 6 議案第 16 号 防府市地域職業訓練センター設置及び管理条例の制定について
- 7 議案第 17 号 防府市中小企業振興条例中改正について
- 8 議案第 18 号 防府市工場等設置奨励条例中改正について

- 9 議案第19号 防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正について
10 議案第20号 防府市大平山索道設置及び管理条例中改正について
11 議案第21号 防府市奨学資金貸付条例中改正について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	山根祐二君	5番	中林堅造君
6番	斉藤旭君	7番	重川恭年君
8番	青木明夫君	9番	山田耕治君
10番	河杉憲二君	11番	久保玄爾君
12番	田中健次君	13番	藤本和久君
14番	三原昭治君	15番	木村一彦君
16番	横田和雄君	17番	安藤二郎君
18番	高砂朋子君	19番	弘中正俊君
20番	大田雄二郎君	21番	佐鹿博敏君
22番	今津誠一君	23番	山下和明君
25番	田中敏靖君	26番	山本久江君
27番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	安田憲生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	杉山一茂君

教育部長 山邊 勇 君 水道事業管理者 浅田 道生 君
水道局次長 岡本 幸生 君 消防長 秋山 信隆 君
監査委員 和田 康夫 君 入札検査室長 権代 眞明 君
農業委員会事務局長 村田 信行 君 選挙管理委員会事務局長 高橋 光之 君
監査委員事務局長 小野寺 光雄 君

○事務局職員出席者

議会事務局長 森 重 豊 君 議会事務局次長 山本 森 優 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。23番、山下議員、25番、田中敏靖議員、御両名にお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いを申し上げます。

発言の訂正

○議長（行重 延昭君） ここで、総務部長より訂正の発言があるようでございます。どうぞ、総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） さきの本会議におきまして、田中健次議員からの御質問でございました、平成22年度防府市一般会計補正予算の中で、山口県ニューメディア推進財団からの寄附金につきましてはの御質問の中で、私のほうが出資金、いわゆる出捐金の一部が寄附されると、このように申し上げましたが、正しくは推進財団のほうでお持ちになっていらっしゃる基金、これの一部が寄附されるものでございました。訂正しておわびを申し上げます。よろしくお願いをいたします。申しわけございませんでした。

議案第 4号平成22年度防府市一般会計補正予算（第13号）

（各常任委員会委員長報告）

議案第 5号平成22年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第4号）

（総務委員会委員長報告）

議案第 36 号平成 22 年度防府市一般会計補正予算（第 14 号）

議案第 6 号平成 22 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 8 号平成 22 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 10 号平成 22 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 11 号平成 22 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 12 号平成 22 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第 7 号平成 22 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 9 号平成 22 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 13 号平成 22 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 14 号平成 22 年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（以上産業建設委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） では、進行します。

議案第 4 号から議案第 14 号及び議案第 36 号の 12 議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第 4 号及び議案第 5 号について、総務委員長の報告を求めます。三原総務委員長。

〔総務委員長 三原 昭治君 登壇〕

○14 番（三原 昭治君） おはようございます。さきの本会議において各常任委員会に付託となりました議案第 4 号中、所管事項及び総務委員会に付託となりました議案第 5 号につきまして、2 月 28 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 4 号平成 22 年度防府市一般会計補正予算（第 13 号）の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「財政調整基金について、3 月の補正予算で、なぜ今回だけ積み立てるのか」との質疑に対して、「来年度以降実施されます一般廃棄物処理施設事業や小・中学校の耐震化事業により、平成 24 年度、25 年度では 10 億円程度の財源不足が見込まれます。他の基金への積み立ても検討しましたが、財源調整が可能な財政調整基金へ積み立てようというものでございます」との答弁がございました。

審議を尽くしましたところ、修正案が提出されました。その内容につきましては、2 款総務費 1 項総務管理費 5 億 6,642 万 6,000 円のうち、財政調整基金積立金、4 億円を減額し、その相当額を 14 款予備費 1 項予備費に増額するものでございます。この提案理由としまして、「財政慣行に従った財政運営を行うことが望ましい。また、市税の増収見込み額を財政調整基金に積み立てるべきではなく、10 億円を超える歳計剰余金が生

じるといふありのままの姿を市民には見せるべきであるとの立場から、予備費に振り替える」という説明がございました。

修正案についてお諮りしましたところ、「財政状況が苦しいときほど、基金に多く積み立てるべきだ」、また、「法令違反でもなく、許容の範囲内である」との修正案反対、原案賛成の意見もございました。

挙手による採決の結果、賛成多数により修正案を承認した次第でございます。

次に、修正部分を除く原案についてお諮りしましたところ、全員異議なく承認した次第でございます。

したがいまして、本案につきましては、お手元に配付しております修正報告書のとおり修正の上、その他の部分については原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第5号平成22年度防府市競輪事業等別会計補正予算（第4号）につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第4号、議案第36号、議案第6号、議案第8号、議案第10号、議案第11号及び議案第12号について、教育民生委員長の報告を求めます。弘中教育民生委員長。

〔教育民生委員長 弘中 正俊君 登壇〕

○19番（弘中 正俊君） ただいま議題となっております、議案第4号平成22年度防府市一般会計補正予算（第13号）、議案第36号平成22年度防府市一般会計補正予算（第14号）、特別会計補正予算議案第6号、議案第8号、議案第10号、議案第11号及び議案第12号の5議案中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る2月28日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等につきまして、議案第4号及び議案第36号の平成22年度防府市一般会計補正予算の審査の過程において、「学校給食センター配送業務委託については、どのような経緯で今回債務負担行為を落とすことになったのか」との質疑に対して、「平成23年度からの契約事務を進める中で、現状を確認したところ、現在使用している専用車両の走行日数は1年間で約190日、これまでの走行距離は約4万5,000キロメートルとなっております。配送については、車両の故障等による支障もなく、現在の車両が契約期間終了後も引き続き使用可能なことから、入札を行う場合、今後5年間という契約期間が適当であるか、また、車両購入経費の取り扱いをどのようにするかという課題が出てまいりました。

このような課題を検討した結果、平成23年度からの契約について、現委託業者の配送車両を引き続き活用することで、配送業務の確実性が確保でき、また、経費の削減も見込まれることから、現委託業者と1年の随意契約を行って、この1年の期間内に、その後の契約方法について改めて検討することにいたしまして、債務負担行為を変更する補正を提出したものです」との答弁がございました。

また、「車両期間や車両購入経費などの課題を検討した経緯はどうだったのか」との質疑に対し、「契約事務を進めるに当たり、仕様書の検討が必要となりますので、まず、過去5年間の事業内容の検討を行い、その中で安全な配送ができることは確認できました。しかしながら、車両が5年以上使用できることから、前回と同様の仕様で入札することに疑問が生じたので、委託期間や車両の問題など、将来に向けた適正な契約について他市の状況調査を行い、検討いたしました。部内で方針を決定することができませんでした。そこで、前回と同様の仕様で計上しております、現在の債務負担行為を一たん落とした上で、平成23年度は例外的に随意契約をさせていただいて、今後の方針を改めて検討し、平成23年度の9月議会で債務負担行為を計上したいというのが検討の経緯でございます」との答弁がございました。

また、「債務負担行為については、今回落とす必要があるのか」との質疑に対して、「債務負担行為の執行力は、設定した初年度の平成22年度中に契約の締結を行わない場合は、効力を失うという解釈をしておりますので、今回、補正をお願いしたものでございます」との答弁がございました。

また、「1年間の随意契約とのことだが、考え方によっては経費が安くなるということで、2年、3年更新するという懸念があるが、検討のために随意契約を繰り返すことはないのか」との質疑に対し、「次回の契約のあり方について、検討する時間をいただきたいということで、今回に限り1年間の随意契約とし、改めて9月議会で債務負担行為をお願いしたいと考えております」との答弁がございました。

また、「競争入札が原理原則であり、この案件が承認されないときには、どのような支障があるのか」との質疑に対し、「今から入札の手続きに入りますと、最低3カ月かかりますので、新年度4月から6月までの配送ができなくなるという現実問題があります」との答弁がございました。

これに対して、「本来なら入札で行うべきだが、現段階において来年度の学校給食を止めるわけにはいかないもので、次回からは公平公正な立場で入札に取り組んでいただきたい」との意見がありました。

続きまして、議案第6号平成22年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第

4号)、議案第8号平成22年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)、議案第10号平成22年度防府市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)、議案第11号平成22年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)及び議案第12号平成22年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、当委員会といたしましては、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(行重 延昭君) 次に、産業建設委員会に付託されておりました、議案第4号、議案第7号、議案第9号、議案第13号及び議案第14号について、産業建設委員長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

〔産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○11番(久保 玄爾君) さきの本会議におきまして、産業建設委員会に付託となりました、議案第4号、議案第7号、議案第9号、議案第13号及び議案第14号の5議案につきまして、去る2月28日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第4号平成22年度防府市一般会計補正予算(第13号)中、本委員会の所管事項の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「農業施設災害復旧事業では、平成21年、22年の2年続いて被災したために、合算して工事を行うこととなった箇所もあるが、また今年も被災することがあれば、事業費の追加の可能性も考えられる。このたび繰り越しをした事業は、梅雨時期を配慮しているのか」との質疑に対し、「農業用施設の災害復旧工事につきましては、地元の方々と協議し、御理解いただき、工事に着手しております。梅雨時期につきましては、さらなる被害も心配されるところですが、それぞれの箇所につきまして、早期の完成を目指して進めてまいります」との答弁がございました。

また、議案第7号平成22年度防府市索道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第9号平成22年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議案第13号平成22年度防府市水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第14号平成22年度防府市工業用水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、5議案とも全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託されました5議案についての御報告を申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。16番、横田議員。

○16番（横田 和雄君） 総務委員長にお尋ねいたします。財政調整基金の積立繰入金につきまして、委員会で修正案が出されましたが、その審議の過程で事務方の最高責任者である副市長の見解は聞かれたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務委員長。

○14番（三原 昭治君） 副市長の見解は聞いておりません。

○議長（行重 延昭君） 16番、横田議員。

○16番（横田 和雄君） それでは、副市長の見解を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）私の調べた過去の範囲では、助役に意見を求めたということがあると聞いていますけど、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時29分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。16番、横田議員。（発言する者あり）ちょっとお待ちください。16番、横田議員どうぞ。16番、横田議員。

（「議長、おかしいよ」と呼ぶ者あり）質疑中ですから、今。16番、横田議員、どうぞ。

○16番（横田 和雄君） 今の質疑は撤回いたします。

○議長（行重 延昭君） ほかに、委員長の報告に対して質疑がございましたらどうぞ。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、修正案及び原案について一括して討論を求めます。25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 修正案に反対、原案に賛成の立場で討論いたします。

このたびの修正案は、提案理由の中で、財政慣行に従うことが望ましいとのことですが、財政運営上、従前の慣行に従うのではなく、新たに改革をすべきだと思います。通年予算を組んでいる現在の予算編成でありますと、終わりの四半期、これに変化がありましても、補正により追加執行することはなかなか難しいものだということに私は思います。今回の法人市民税4億5,000万円余りの増収になったことにより、そのお金を使うというような場合はなかなか難しい、そういうお金は積み立てることが健全経営の第一だというふ

うに思っております。積立金を積み立てることは執行権の範囲であり、支出ではないので、私は議会が関与すべきではないと思いますので、皆様方にももう一度お考えを変えていただきたいと思っております。

以上、修正案の反対討論といたしまして、原案には賛成です。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ただいま議題となっております議案第4号平成22年度一般会計補正予算（第13号）につきまして、修正案に賛成、修正案を除く原案に反対の立場から討論をさせていただきます。

財政調整基金に積み立てなければ、約11億円の繰越金が生まれる可能性があります。これは、予算の単年度主義という原則からいたしましても、なぜ11億円も、市民の要望は多々あるにもかかわらず、11億円の繰越金、剰余金といってもいいかもしれませんが、剰余金はもっと増えるような気がします、残さなければいけないのか。市民の要望にこたえる努力を怠っていたと、逆にいえば年度末まで財源を隠していたのではないかとさえ思われるわけで、そのありのままの姿を市民に見せるということが必要であるということから、修正案に賛成をいたします。

また、修正案を除く原案に対しては反対の立場をとりますが、反対の理由は、債務負担行為補正に当初予算で措置をされました学校給食センター配送業務委託事業を取り消すという予算案が計上されているからであります。この案件は、学校給食センターで調理されました給食を、中学校8校へ配送する業務を、平成18年8月下旬から日本通運株式会社に委託しておりますが、今年度末で契約期間が切れるため、今年度当初予算で債務負担行為を計上し、来年度から5年間の契約事務の準備を進めることとされておりました。しかし、執行部、日本通運のどちらが言い出したかは、何ら説明もありませんが、恐らく日本通運からの申し出と推測いたしますが、配送に使用する車がまだ十分使用できるとして、日本通運と1年間の契約延長を随意契約により行おうとしておるものでございます。ちなみに、この車の購入代金も当初の契約金額に含まれているものでございます。

委員長報告にあるような種々の検討は、平成22年度中に行われるべきものであって、平成23年度に行う性格のものではございません。御案内のとおり、随意契約につきましては、地方自治法でも厳しく制限されておまして、地方自治法施行令第167条の2に該当するもののみが許されております。そこで、執行部が日本通運との随意契約が同条第1項第7号、いわゆる、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」に該当すると説明をしております。しかし、著しく有利な価格で契約

を締結することができることの明白な根拠はまったく示されてはおらず、執行部の推測の域を出ておりません。

また、この説明を了とすると、車が使えれば24年度以降も随意契約できることを容認しなければならないことになりまして、委員長報告にあるような1年限りの随意契約はその根拠を失ったものになります。委員長報告によりますと、執行部は随意契約ができなければ、6月まで給食の配送ができなくなるとして、随意契約を認めるよう委員会で説明しておられるようでございますが、実際、万が一ですが、実際配送ができなくなったとするならば、その責任は、1年間新規の契約作業を怠り、安易に随意契約に走ろうとした執行部にあることは明白でございますし、平成23年度に予算計上しております2,200万円で入札を行えば、何ら問題のないところでございます。

教育民生委員会では、仕方がないかというようなことかどうかは、私、知る由もございませんが、全員異議なく補正予算案が同意されたようでございますが、自治法の趣旨からしても、この事案の場合、随意契約を認めるべき正当な理由はないと考えるところでございます。

また、先日制定されました防府市議会基本条例におきましても、議会の使命の一つに執行機関の監視、けん制機能を掲げておりますが、この趣旨からいたしましても、議会として、法律上にも疑問のある随意契約に安易に妥協すべきではなく、また将来に悪しき前例を残すべきではないという信念のもと、随意契約につながるこの補正予算案に反対の立場を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） ただいま出ております議案のうち、一般会計の補正予算、この修正については賛成、修正部分を除く原案については賛成の立場で討論をいたします。

修正の箇所でありますけど、財政調整基金への積み立てを予備費にするということでありまして、これは予算が基本的に、予算原則として予算単年度の原則というのがあります。そういう形で、予算については歳入歳出をきちっと示す、それが示されて、その差し引きの余剰金というものが6月議会の際に財政調整基金で積み立てる、これがこれまでの財政運営の慣例であり、今回の補正はこれに背くものであり、したがってこの修正については賛成をいたしたいと思っております。

あわせて、教育民生委員会に私、所属しておりますが、教育民委員会に関係をいたしません給食の配送事務の債務負担行為について、今回、平成23年度の取り組みの考え方も委員会の審議の中で出されておりますが、そして質疑がされて、委員長報告にその内容が盛り込まれておりますが、議案として出されているのは、平成22年度の債務負担行為につ

いてであります。債務負担行為をゼロにするということではありますが、今の平成22年度内に、23年度以降の契約に当たっての内容を、教育委員会内部で検討して、新年度の契約事務をするのが本来の姿でありますけれども、教育委員会内部での検討が遅れ、契約を今年度中にすることが困難である、これについては教育委員会から、遅れたこと、そしてこれまで議会に何らの報告がなかったということについて謝罪がされましたけれども、今年度中に契約が締結されなければ、この債務負担行為はその効力を失うという、財政課を含めたそういった、問い合わせによる回答がありました。今回の補正については、それを事務的に処理することを追認したものであり、私としては賛成したことを態度表明をいたしたいと思います。

なお、新年度の給食センターの配送業務については、新年度の予算の中で新たに委託費という形で出ておりますので、これの随意契約が適切なのか等については、改めて新年度予算審議の中で議論させていただく問題だろうと考えております。以上で討論を終わります。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、議事を進行いたします。（発言する者あり）
暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。ほかに討論ありませんか。（発言する者あり）議会中です。開会中です、お静かに願います。

討論を終結してお諮りいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） 執行部とまた議会、今ちょっと混線状態でありますので、ここで少し暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、山下議員から暫時休憩の要望がありました。暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時 1分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

討論を終結して、最初に議案第4号をお諮りいたします。

本案の総務委員長報告は修正でありますので、まず総務委員会の修正案を起立による採決といたします。総務委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第4号の修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立による採決といたします。本案については、修正議決した部分を除くその他の部分について、原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第4号の修正議決した部分を除くその他の部分につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第36号及び特別会計の議案第5号から議案第14号までの11議案については、関係各常任委員長の報告のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。議案第36号及び議案第5号から議案第14号までの10議案については、原案のとおり可決されました。

市長、どうぞ。

○市長（松浦 正人君） 一括採決をしておられました諸議案が、ただいま採決が終わったところでございますが、議長とも相談をいたしまして発言をさせていただきます。

先ほどの総務委員長さんの委員長報告の討論の局面におきまして、2番、土井議員さんのほうから御発言があったわけでございます。議案に対してさまざまな賛否両論、議場でいろんなことを申されるのは、これは大いに結構なことではございまして、何らそれをどうこう申し上げる立場にはございません。

しかしながら、土井議員さんの御発言の中に、歳計剰余金の扱いについて、これは慣例的にといいますか、全国的にと申しますか、年度末に剰余金が出てきた場合には、特に法人税等々で入ってきた場合には、これをどのように扱うかということは、それぞれの執行部において、いろいろな形で対応していることは、土井さんもよく御存じのとおりであろうと思うわけでございます。

その置き方について議論をとやかく私は言うわけではありませんが、その中において、「隠していたのではないか」と、このような御発言がございました。これは、市民の負託

を受けて、そして長年にわたって市の職員として働いているものにとっては、看過できない御発言でありまして、そのような大切なものを、あるいは大切な事柄を市民に隠し立てをしているような職員は1名たりともおりませんので、どうぞ、そのような御発言のありましたことにつきまして、御発言の取り消しをなさるなり、あるいはどのようになさるなりにつきましては、議会でまた御審議をいただいた上だと思っておりますことを申し添えさせていただきます、私の発言を終わります。

市長施政方針演説

○議長（行重 延昭君） 引き続き議事を進行いたします。

これより市長の施政方針演説を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 本日ここに、平成23年度予算案をはじめ諸議案を御審議いただくに当たり、諸施策の概要について御説明申し上げます。

私は、昨年の市長選挙におきまして、「とことん防府」の実現を公約に掲げ、「これまでの3期12年間にプラス4年の4期目の市長ではなく、1期目の新人市長の覚悟で働きます」と市民の皆様にお訴えし、防府市政始まって以来となります4期目の負託をちょうだいしたところでございます。当然のことながら、私は、改めて初心を忘れることなく、防府市の発展と将来を見据え、また市民の皆様のために一生懸命働いてまいる所存でございます。

さて、本市は本年8月に市制施行75周年を迎えることとなりますが、私はさらに100周年を迎えることができるようにするため、これまで取り組んで参りました「聖域なき行政改革」をさらに進化させて断行してゆかねばならないと考えております。また、これらを断行することで、「福祉、教育、生活環境」の整備といった市民生活に密着したサービスを充実させるとともに、市の活性化と雇用の回復につながる「観光、産業立地」など、次の世代へ引き継ぐための施策に重点的に配分して、確固たる行財政基盤を築き上げ、市民の皆様「合併しなくてよかった」と真に思っていただけの防府市をつくり上げてゆき、「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」と、市民の皆様「誇り高きふるさと防府」をつくってまいりたいと存じます。

平成23年度の予算につきましては、国の予算の不透明な状況や近年の景気低迷による個人所得の減少や、地価の下落等により、市税収入の好転が期待できないなど、厳しい財政状況を踏まえ、「入るを量りて出づるを制す」という財政の基本に立ち、「選択と集中」により施策の重点化を図るとともに、平成23年度から10年間の本市のまちづくり

の方向性を定めた「第四次防府市総合計画」に掲げる将来都市像である「人・まち元気誇り高き文化産業都市 防府」を築くための第一歩として予算編成を行ってまいりました。

この編成作業に当たりましては、「市民参画と協働の推進」と「聖域なき行財政改革の断行」の方針のもと、新総合計画の6つのまちづくりの大綱を達成するための諸施策に取り組み、特に、最重要施策として位置づけております「環境・観光・教育」と「防災」に、新たに「ローカル・マニフェスト」を追加するとともに、将来世代への負債を増やさないため、プライマリーバランスにも配慮したところでございます。

この結果、平成23年度の当初予算規模につきましては、一般会計におきましては前年度予算比0.6%減の365億5,900万円といたし、特別会計につきましては、企業会計を含めた総額で、前年度予算比11.0%増の468億8,400万円余りの予算規模といたしております。

以下、平成23年度の重点施策について、「第四次防府市総合計画」のまちづくりの大綱に沿って、順次、その主なものについて御説明申し上げます。なお、これからの説明の中で「本年度」と申し上げますのは、「平成23年度」を意味しておりますことをあらかじめ申し添えさせていただきます。

大綱の第1は、恵み豊かなふるさとの環境をより良好なものとして将来の世代に引き継ぐとともに、防災対策などをしっかりと行い、安全な生活環境を確保する「自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にすまちづくり」についてであります。

まず、環境保全につきましては、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けて、「防府市環境基本計画」に基づいた取り組みと環境意識の高揚に努めてまいります。特に、国を挙げての課題となっております地球温暖化対策につきましては、増加傾向にある家庭における二酸化炭素排出量の削減を取り組みの中心と位置づけ、防府市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を継続するとともに、「みどりのカーテン」の設置や、「環境家計簿」の利用など、各家庭が取り組みやすい運動を推進してまいります。

次に、自然保護対策の推進につきましては、豪雨災害等で荒廃した森林の再生を推進するため、企業等のボランティアと連携した森林整備活動や環境教室の開催などを通じて、森林整備の重要性を啓発してまいります。

次に、廃棄物の処理につきましては、現在稼働しております焼却処理施設と破砕処理施設、最終処分場の適正な維持管理に努めてまいります。

また、新たな廃棄物処理施設の建設につきましては、循環型社会が構築できる施設としてPFI方式により整備を進めており、本年度は施設建設に向けた土木建築工事に着手し、平成26年度の供用開始に向け、計画的な事業実施を進めてまいります。

次に、火災の予防につきましては、本年6月1日の住宅用火災警報器の設置の完全義務化まで期間が少なくなりましたことから、関係機関との連携を密にし、設置率100%を目指して設置を推進してまいります。

また、救急体制につきましては、救命率の向上を図るため、公共施設等に設置しておりますAEDの更新及び維持管理を適正に行うとともに、AEDを使用した救急救命講習を通じて、応急手当の重要性について普及啓発を推進してまいります。

消防施設の整備につきましては、消防救急無線のデジタル化について、昨年度の基本設計に基づき実施設計を進めるとともに、本年3月に導入します聴覚・言語障害者の通報手段である緊急通報システムの利用登録を推進してまいります。

さらに、消防団の充実につきましては、消防団は地域に密着した防災組織であり、市民の皆様の安全・安心を確保するために欠かせない組織でございますので、新たに消防団員協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保と協力体制の強化を図ってまいります。

次に、防災対策につきましては、平成21年7月の豪雨災害の体験と教訓を生かし、防災に強いまちづくりを推進するため、昨年制定いたしました「市民防災の日」に講演会とシンポジウムを開催いたしますとともに、本年8月下旬には山口県総合防災訓練を本市で実施し、防災意識の高揚を図ってまいります。

また、緊急告知防災ラジオにつきましては、配布地域を市内全域に拡大し、引き続き情報伝達手段の拡充に努めてまいります。

さらに、万一の災害時に地域で大きな力となる自主防災組織につきましては、組織の結成と育成活動の支援の一環として、官学協働による防災教育に取り組み、地域の皆様とともに組織率の向上と活性化を図り、安全・安心なまちを目指してまいります。

次に、海岸の保全につきましては、山口県の浸水予測区域の調査結果をもとに、高潮ハザードマップを整備し、全戸へ配布することにより、海岸防災対策の促進に努めるとともに、引き続き牟礼漁港海岸の護岸補強と陸閘の整備を漁港海岸高潮対策事業により実施してまいります。

次に、河川の保全につきましては、災害防止対策事業として、市内各地に建設された砂防堰堤の下流域の水路整備を行うとともに、浸水排水対策として、中関地区、勝間地区の水路の整備・改修を行うなど、準用河川及び普通河川・水路についても必要な整備・改修を行ってまいります。

次に、山地の保全につきましては、豪雨災害で崩壊した産地等の復旧や新たな災害の発生を防止するため、小規模治山事業などを実施してまいります。

次に、交通安全対策につきましては、交通安全運動や交通安全教室などを通して交通安

全意識の一層の普及徹底を図り、関係機関等と一体となって事故防止に努めるとともに、小学校周辺の通学路については、歩行空間を確保し、安全・安心に通学ができるよう歩道部分のカラー舗装や反射鏡の設置など、交通安全施設の整備を進めてまいります。

次に、防犯対策につきましては、民間や警察、行政を含めた防府地区防犯対策協議会などと連携を密にし、犯罪の抑止に取り組んでまいります。

また、防犯灯につきましては、本年度から地球温暖化防止にも有効なLED防犯灯の設置や取り替え、そして管球の取り替えに対する助成制度を新たに設け、自治会が設置・管理する防犯灯の充実に努めてまいります。

次に、消費者行政につきましては、消費者の安全・安心を確保するため、消費生活センターを核として、消費生活に関する情報の提供や啓発を行うとともに、消費者被害の救済のため、消費生活関係機関との連携強化に努めてまいります。

大綱の第2は、子どもから高齢者までのだれもが、健康な心と体を保ち、地域のぬくもりに抱かれ、安らぎを感じ、安心して暮らすことのできる「すこやかな日々と地域のぬくもりに満ちたまちづくり」についてであります。

まず、健康づくりの推進につきましては、「みんなでつくる健やかほうふ21」に基づき、関係機関と連携した啓発活動に努めるとともに、母子保健推進員や食生活改善推進員などと連携して、地区組織の育成、支援を図ってまいります。

次に、疾病の予防につきましては、早期発見・早期治療が行えるよう各種検診受診率の向上に努めるとともに、妊婦健康診査の検査項目を充実し、母体や胎児のより一層の健康保持を図ってまいります。

感染症の予防につきましては、疾病の重篤性や国際的動向を勘案いたしまして、一定の年齢の乳幼児がヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を、また一定の年齢の女性が子宮頸がん予防ワクチンの接種を無料で受けられるよう公費負担を行ってまいります。

さらに、近年、自殺対策の重要性が指摘されていますことから、自殺予防のための啓発活動を積極的に実施するとともに、地域で見守りを行う「ゲートキーパー」を養成し、心の健康づくりのための体制を整備してまいります。

医療体制の充実ににつきましては、防府医師会などの協力を得て、適切な救急医療や離島医療の提供に努めてまいります。

次に、地域福祉の充実ににつきましては、だれもがその人らしく安心して生活を送ることのできる地域社会を目指し、昨年度、市と防府市社会福祉協議会が策定いたしました「防府市地域福祉計画」と「防府市地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉活動の促進に努めるとともに、市民、地域、行政がそれぞれの立場で連携することにより、福祉サービスの

適正な利用の促進に努めてまいります。

次に、子育て支援の充実でございますが、子ども一人ひとりがいきいきと健やかに育つことができるよう、家庭の養育機能の強化に向けた相談や支援の充実、保育サービスの充実、施設整備などについて、「防府市次世代育成支援行動計画 後期計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

子育て支援サービスの充実につきましては、乳幼児医療費支給事業において、4歳未満児につきましては所得制限を撤廃し、保護者の負担軽減と乳幼児の保健の向上に努めてまいります。

また、乳幼児を持つ親とその子どもが自由に集い、親子が交流し情報交換できる子育てサロンを市内10カ所に拡大し、子育ての不安解消や情報提供に努めるとともに、妊婦の方や子育てに不安を抱えている親御さんに対しては、母子保健推進員や地域の関係団体と連携を図りながら、家庭訪問や健康相談等を実施し、支援に努めてまいります。

さらに、地域で分娩を支える産科医等に分娩手当を支給する「産科医等確保支援事業」を一部拡充して、産科医療体制の充実を図ってまいります。

次に、保育サービスの充実につきましては、老朽化した宮市保育所を改築し、園児の安全確保を図るとともに、申込者が定員を超え、入級できない児童が発生しております新田地区に留守家庭児童学級を増設し、児童の健全育成に努めてまいります。

次に、要保護児童等への対策につきましては、要保護児童の相談・支援体制の充実を図るため、子どもを守る地域ネットワーク「要保護児童対策地域協議会」を核として、関係機関の連携を強化するとともに、子育てに不安や孤立感を抱える家庭に対する養育支援訪問事業の充実を図ってまいります。

また、ひとり親家庭の福祉の向上のため、相談指導体制の整備や経済的支援に努めてまいります。

次に、高齢者福祉対策につきましては、急速な高齢化社会を迎える中、高齢者が地域において安心して自立した生活を送れるよう早期の段階からの介護予防を推進するとともに、要介護状態となっても住み慣れた家庭や地域で暮らせるよう一人ひとりの実情に応じた居宅介護や施設介護サービスの確保に努めてまいります。

また、高齢となるに伴い生じるさまざまな生活上の困難を支援するため、市内4カ所の地域包括支援センターを核として、医療、福祉の関係機関や地域団体などの連携を一層促進し、認知症や虐待の問題に対応するとともに、生きがいのある生活を送るための社会参加や社会貢献活動の推進に努めてまいります。

さらに、在宅で生活される要介護3以上の高齢者などを介護している家族に対して支給

する寝たきり高齢者等介護見舞金を4万円から6万円に増額するなど、在宅介護のより一層の支援を行ってまいります。

次に、障害者福祉対策につきましては、昨年度策定した「第四次防府市障害者福祉長期計画」に基づき、障害者の社会参加を通じた自立を支援するための相談支援体制を強化するとともに、さまざまな生活援助のサービス提供等により、地域で安心して暮らすことのできる社会環境づくりに努めてまいります。

また、本年度は、実行計画である「第3期防府市障害福祉計画」を策定するとともに、視覚障害者のための新しい情報取得手段であります音声コードの普及に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、高齢化及び医療の高度化などによる医療費の増加、経済不況に起因した所得の減少に伴う保険料の伸び悩み等により、国保財政は大変厳しい状況となっていることから、本年度の保険料基礎賦課額の保険料率、後期高齢者支援金など賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率は、据え置きといたしておりますが、国民健康保険法施行令の改正により、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の賦課限度額の引き上げが予定されておりますので、適切に対応してまいります。

また、保健事業につきましては、前立腺がんの早期発見のため、満50歳以上を対象としたPSA検査を人間ドックの任意検査項目に追加するとともに、特定健康診査の受診期限を20日間延長し、国民健康保険加入者の受診環境に配慮してまいります。

大綱の第3は、時代の変化に対応できる力や健全で心豊かな人間性をはぐくむとともに、先人が築いてきたふるさとの文化や歴史を誇りとし、継承する「豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり」についてであります。

まず、学校教育につきましては、児童・生徒の「豊かな人間性」と「確かな学力」、そして、「健康・体力」を育むため、安心して学習できる学級づくりや教員の授業力の向上、家庭や地域との連携の強化など、「学問のまち『ほうふ』創生」に向けた諸事業を展開し、学校における「知育・徳育・体育」の一層の充実を図ってまいります。

また、就学に係る保護者への支援や学校保健事業による児童・生徒の健康管理、安全で安心な学校給食の提供などを通して、市民の皆様から信頼される「教育のまち日本一」を目指した学校づくりに努めてまいります。

次に、学校施設の耐震化につきましては、「防府市立学校施設耐震化推進計画」に基づき、昨年度に補強計画・実施設計が完了した5校5棟につきましては、耐震補強工事に着手し、これにあわせて外壁改修等の関連工事を行うとともに、4校10棟につきましては、新たに補強計画・実施設計を実施いたします。

老朽化の進んでいる校舎の改築につきましては、右田小学校の校舎の改築基本計画・実施設計及び関連事業の調査設計と、桑山中学校校舎4棟の耐力度調査を実施してまいります。

また、学校施設のトイレの洋式化を計画的に進めるなど、安全・安心で、魅力ある教育環境の整備に努めてまいります。

次に、生涯学習の推進につきましては、次期防府市生涯学習推進計画を策定し、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも、学びたいことが学べ、その成果が地域づくりに生かされるよう、生涯学習機会の充実や生涯学習推進体制の整備に努めてまいります。

次に、図書館につきましては、「まちなか図書館」として多くの市民の皆様にご利用いただけるよう資料の充実と整備を図るとともに、集会・文化活動の場としての利用促進や積極的な情報発信を行うなど、さまざまなサービスの展開に努めてまいります。

また、図書館の図書等をさらに利用しやすいよう、市内周辺部を定期的に巡回する移動図書館車の運行を本年11月から開始いたします。

次に、人権学習の推進につきましては、本年度も「防府市人権学習推進市民会議」を中心として、講演会や市民セミナーを開催し、市民ぐるみの人権学習・啓発活動の推進に努めるとともに、人権学習推進委員の研修の充実と、各地域、団体、職場における自主的な学習機会の拡大を図り、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域づくり」に努めてまいります。

次に、青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域、行政が緊密に連携し、家庭教育機能の強化を図るとともに、「地域の子どもは地域で守り育てる」という観点から、「防府市青少年育成市民会議」などの関係機関・諸団体との連携を強化し、諸事業を通じて全市民的な取り組みに努めてまいります。

また、放課後子ども教室推進事業につきましては、昨年度に引き続き実施する佐波、牟礼、華城、松崎、中関の5地区に、新たに1地区の開講を進めてまいります。

次に、スポーツ活動の推進につきましては、市民の皆様ごの目的、体力、年齢に応じたスポーツに親しんでいただくため、各種スポーツイベントの開催、生涯スポーツの参加促進や健康づくりメニューの提供をしてまいります。

また、防府読売マラソン大会につきましては、昨年、史上最多となる2,000人を超える選手にごエントリーしていただきましたが、さらに充実した大会とするため、過去の大会を検証し、参加選手が走りやすく、地域の住民の方にも配慮したコースに変更してまいります。

さらに、計画的にスポーツ活動を推進するため、中・長期的な見通しに基づいたスポー

ツ振興計画の策定に着手してまいります。

次に、スポーツ団体の支援・育成につきましては、地域住民の交流を促進し、コミュニケーションを深めるため、また、右田地区に設立される総合型地域スポーツクラブの活動を支援するとともに、指導者の確保やボランティアの育成に努めてまいります。

また、防府市体育館「ソルトアリーナ防府」は、昨年5月の開館以来、本年1月末現在での利用者が16万人を超え、スポーツの総括的な拠点施設として、多くの方に御利用いただいております。今後も周辺の各体育施設とあわせ、さらに皆様に喜んでいただける施設となるよう努めてまいります。

次に、文化・芸術の振興につきましては、「防府市文化協会」をはじめ各種の文化芸術団体との連携を図りながら、魅力ある市民文化・芸術活動を推進してまいります。

また、郷土出身の著名な俳人である「種田山頭火」を顕彰し、その業績を全国に発信していく文化施設「山頭火ふるさと館」の建設に向けて、昨年1月に「(仮称)山頭火ふるさと館設置検討協議会」から提出された基本構想報告書に基づき、基本計画の策定を進めてまいります。

次に、文化財の保護・継承につきましては、周防国衙跡の発掘調査をはじめ、未指定文化財の調査を継続的に行うなど、保護すべき文化財の把握、修理、保存、管理を確実に行ってまいります。

国指定史跡萩往還三田尻御茶屋英雲荘は、昨年度で門・塀・建物の修理が完了いたしましたが、引き続き防災工事及び庭園を含めた敷地内の整備を進めることにいたしております。なお、建物部分につきましては、本年9月末から一般公開をしてまいります。

大綱の第4は、商工業や農林水産業、観光など既存の産業の活性化と、これらの多様な交流を通じて新しい価値を創造し、ふるさとの魅力を発信する「産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり」についてであります。

まず、農業の振興につきましては、集落営農法人・認定農業者を核とした担い手の育成及び農地集積による経営規模の拡大や、農地の集団化を促進し、農業経営基盤の強化に努めてまいります。

また、農業生産基盤の整備につきましては、引き続き、上り熊地区のほ場整備事業を進め、新たに下津令地区のほ場整備事業に着手するとともに、危険ため池、樋門、水路などの改修に取り組んでまいります。

さらに、近年増加しておりますイノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、防護柵の設置を鳥獣被害緊急総合対策事業により実施してまいります。

次に、林業の振興につきましては、効率的な森林整備の促進のための森林施業の集約化

と、森林作業の軽減と森林資源の保護育成を図るための林道の開設・改良や搬出間伐を推進し、木材の安定供給体制の構築に取り組んでまいります。

次に、水産業の振興につきましては、漁業後継者の確保と育成を図るため、新規就業者をニューフィッシャー確保育成推進事業により支援するとともに、つくり育てる漁業への転換を推進するため、中間育成による放流を行う栽培漁業の促進を図り、引き続き水産資源の増殖に努めてまいります。

また、水産基盤の整備につきましては、老朽化した漁港施設の機能と安全性を確保し、施設の長寿命化を図るため、水産基盤ストックマネジメント事業により西浦漁港から順次着手し、施設更新コストの平準化と縮減を進めてまいります。

次に、企業誘致につきましては、既存企業の施設の増設や新たな企業誘致につながるよう、製造業を中心に引き続き企業訪問等を実施し、企業との情報交換を進めてまいります。

また、工場等の増設等に係る奨励制度を充実するとともに、各種奨励制度の周知に努めてまいります。

さらに、企業からの要望などに迅速に対応できるよう、事業用地について引き続き検討を行ってまいります。

次に、商業・サービス産業の振興につきましては、経営基盤の安定を図るため、引き続き商工会議所や金融機関等と連携し、市の融資制度をはじめとする公的融資や不況業種に対する緊急保証制度による融資など、各種助成制度により支援してまいります。

また、地場産業をはじめとする市内中小企業の育成を図るため、「山口・防府地域工芸・地場産業振興センター」を中心とした地場製品の展示、人材の育成、情報の収集・発信を行い、売れるものづくり支援事業等の諸施策を実施するとともに、関係団体と連携をとりながら地域の総合力で「防府ブランド」の創出を図ってまいります。

次に、中心市街地の商業の活性化につきましては、集客力と回遊性を向上させるための空き店舗活用促進事業やにぎわい創出事業、新規商業者を育成するためのチャレンジショップ事業等について、「まちづくり防府」や商店街、関係団体と連携を図り実施してまいります。

次に、観光振興につきましては、「防府市観光振興基本計画」に基づき、防府市観光協会などの関係団体と連携し、県外のエージェント等への情報提供を積極的に行い、県内外からの観光客の誘客を推進してまいります。

また、防府市まちの駅「うめてらす」を中心に「防府市観光ネットワーク」や周辺店舗との連携により「おもてなし」の向上を図り、観光客の回遊性の向上と滞在時間の増加を図ってまいります。

また、観光客に利便性の高い周遊手段を提供するため、本年10月から11月までの土曜日・日曜日に「定期観光バス」の運行を再開いたします。特に、10月に開催されます「おいでませ！山口国体」「おいでませ！山口大会」は、本市を全国に発信し、防府市を知っていただける絶好の機会でございますので、大会期間中は、休みなく運行することにいたしております。

さらに、索道事業につきましては、本年度から新たに、1年間に何度でも乗車できる「年間パスポート券」を発行し、利用者の増加を図るとともに、より一層の経営改善に努めてまいります。

次に、労働環境の向上につきましては、雇用の安定と促進を図るため、国から無償譲渡されました「防府地域職業訓練センター」を本年4月から管理運営いたします。

また、関係機関と連携をとりながら、雇用・就業にかかる情報の提供に努めるとともに、ふるさと雇用再生事業や緊急雇用創出事業などを活用して就業機会の拡大を図ってまいります。

大綱の第5は、市民のだれもが「住みよいまち」と思える、景観の形成や快適で便利な生活空間の整備をし、次の世代まで住み継がれる「都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり」についてであります。

まず、地域情報化の推進につきましては、国の施策等に迅速に対応するため、住民記録システムなどを新たにサーバシステムとして再構築し、情報化社会に対応した市民サービスの向上と行政事務の効率化を図ってまいります。

また、市民の皆様への情報発信につきましては、ホームページやメール配信等の情報通信システムを活用し、さまざまな行政情報の提供に努めるとともに、個人情報保護等セキュリティ対策に万全を期してまいります。

次に、街路事業につきましては、県の事業でございます環状一号線が、平成21年度に旧国道2号まで開通し、富海・牟礼方面と三田尻・中関港方面との間の移動に要する時間が大幅に短縮されたところでございますが、残る旧国道2号から北側の路線整備につきまして、国道2号への接続が早期に実現されるよう強く要望するとともに、富海地区、大道地区の渋滞解消のため、国道2号の4車線化工事に着工されるよう引き続き強く要望してまいります。

また、道路新設・改良事業の推進につきましては、地方特定道路整備事業の天神前植松線の早期完成を目指すとともに、社会資本整備総合交付金事業として勝間鐘紡自歩道線の整備を促進いたします。

さらに、港湾関係につきましては、平成19年11月に改訂された三田尻中関港港湾計

画に基づく港湾施設の整備が早期に図られるよう引き続き国・県に対して強く要望してまいります。

次に、公共交通につきましては、路線バスの利用者が年々減少するなど、事業者の経営環境は一段と厳しさを増しておりますので、引き続き運行補助を行い、市民の皆様の身近な移動手段としての路線の維持、確保を図ってまいります。

また、路線バスを中心とした生活交通の活性化を図るため、「防府市生活交通活性化計画」に基づき、生活交通利用促進月間を実施するなど、市民の皆様、交通事業者、行政が一体となって、利用の促進や利便性の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、離島航路につきましては、安定的な定期運航を維持するとともに、本年度から野島地区の住民を対象に、運賃の一部を助成してまいります。

次に、上下水道事業につきましては、本年度から組織を統合し、「防府市上下水道局」として、上下水道事業の窓口一元化による利便性の向上を目指すとともに、効率的な組織運営を行い、より一層の経営の健全化に努めてまいります。

また、本年度に給水開始60周年を迎える水道事業につきましては、「防府市水道ビジョン」に沿って、信頼性の高い水道を次世代に継承していくための施策の柱となる「安心・快適な給水の確保」、「運営基盤の強化とお客様サービスの向上」、「災害対策の充実」、「環境対策の強化」等を一層進めてまいります。

また、工業用水道事業につきましても、施設の維持管理に万全を期し、安定給水に努めてまいります。

次に、下水道事業につきましては、本年度から新たに西浦・富海方面へ事業区域を拡大するとともに、引き続き衛生的で快適な生活環境を確保するため、牟礼・中関・右田方面へ管渠の敷設を実施し、老朽化した浄化センターの設備の改築や長寿命化計画の策定に着手いたします。

また、認可区域外の区域につきましては、合併処理浄化槽の普及の促進に努めてまいります。

さらに、勝間地区の浸水対策として、勝間ポンプ場の建設事業を昨年度に引き続き実施してまいります。

次に、市営宮宅の整備につきましては、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、田島住宅について、外壁落下防止改修工事及び公共下水道直結工事を、緑町住宅と日の出町住宅については、都市ガス埋設管改修工事を行ってまいります。なお、本年度に「公営住宅ストック総合活用計画」の見直しを行うとともに、「防府市公営住宅等長寿命化計画」を策定いたします。

また、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の補助事業を昨年度に引き続き実施してまいります。

次に、景観の保全・形成につきましては、昨年度から取り組んでおります景観計画の策定を行い、景観への市民意識の高揚を図りながら、親しまれてきた自然や街並みの保存に努めてまいります。

また、宮市・国衙地区道路修景整備事業につきましては、昨年度、宮市地区について電柱の撤去や照明灯の設置を行ってまいりましたが、本年度は国分寺地区について歴史的景観に配慮した道路の修景整備、電線類の地中化を実施し、多々良地区についても道路の修景整備に着手するなど、地域特性を生かした都市景観の形成に努めてまいります。

次に、公園の整備につきましては、三田尻御茶屋との一体的活用を図るため、本年度から三田尻公園を整備するとともに、新築地緑地の海が見える花の園は、第2期工事を行い、桜や梅を中心とした記念植樹の植栽場所として整備してまいります。

また、市内の公園に設置しております遊具などにつきましては、引き続き定期的な点検を実施し、公園利用者の安全確保を図ってまいります。

次に、緑化の推進につきましては、住民の緑化意識の高揚を図るため、花壇・緑化ポスターコンクールや記念植樹などを引き続き実施してまいります。

また、市民の皆様が親しまれております緑花祭につきましては、本年度は桜の開花時期の4月2日、3日に桜の名所である天神山公園で開催いたします。

大綱の第6は、市民一人ひとりの自主的・主体的な活動が活発化するとともに、市民と行政や議会がそれぞれを尊重し、役割を分担・補完しあう「自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり」についてであります。

まず、豊かな人権感覚の育成につきましては、行政機関や関係団体等との連携を図り、啓発活動を進めるとともに、各種研修会や講習会への市民参加を促進いたします。

次に、現在、男女共同参画の推進計画として取り組んでおります「第3次防府ハーモニープラン21」は、平成24年度に計画期間が終了するため、本年度は、アンケート調査を実施し、男女共同参画審議会委員の意見をもとに次期計画案を検討いたします。

また、配偶者等からの暴力の防止と被害者保護のため、警察など関係機関等と連携を図るとともに、被害者の自立支援に向けた施策を推進してまいります。

次に、新たな地域コミュニティ組織の構築と支援のあり方につきましては、「防府市地域コミュニティ検討協議会」での協議を受け、新たな地域コミュニティづくりに向けての基本方針を策定いたしましたので、本年度は各地域に出向いて、基本方針の説明をいたしますとともに、引き続き「防府市地域コミュニティ検討協議会」で細部について協議をお

願いし、新たな地域コミュニティ組織の構築を進めてまいります。

次に、市民の皆様様の市政への参画と市民と行政の協働のあり方等につきましては、昨年施行いたしました「防府市自治基本条例」に基づき諸制度を整備することにいたしております。現在、公募委員等で構成する「市民参画及び協働の推進に関する条例検討委員会」を設置し、協議していただいております。同委員会からの提言をもとに、「市民参画及び協働の推進に関する条例」の制定を目指してまいります。

次に、広報・広聴機能の充実につきましては、引き続き市広報を通してわかりやすい情報の提供を行うとともに、ケーブルテレビ、コミュニティFM等のさまざまなメディアを有効に活用し、積極的な広報活動に努めてまいります。

また、市政に対する意見、要望に迅速に対応するとともに、引き続き市民の皆様様の意見や提言をいただく場を設け、市政に反映させてまいります。

次に、市民本意の立場に立った質の高いサービスが提供できる組織づくりのため、引き続き、経営品質向上推進活動や、民間派遣研修などの取り組みにより、職員のより一層の意識改革に努めるとともに、職員の政策能力や職務遂行能力の向上を図ってまいります。

また、市民サービスの向上と効率的な行政運営の両立を図るため、時代に即したより効率のよい組織・機構の構築に努めてまいります。

本年4月からの特定行政庁への移行に関し、建築課の建築指導室内に建築指導係及び調整係を、学校施設の耐震化事業を円滑に推進するため、教育総務課内に「学校耐震化推進室」をそれぞれ新設するとともに、「教員の授業力」と「子どもたちの学力」のより一層の向上を図るため、学校教育課内に「学力向上推進室」を新設いたします。

次に、市制施行75周年の記念事業につきましては、本年8月25日に市主催の記念式典を開催するとともに、姉妹都市提携締結40周年記念事業として安芸高田市神楽団による神楽公演を予定しております。また、史跡周防国衙跡を中心に第2回国府サミットの引き受け、文化財郷土資料館での「奈良時代の周防国府」と題した企画展や、文化振興財団主催の『小惑星探査機「はやぶさ」地球帰還カプセル』の展示など、年間を通して様々な事業を実施いたします。

また、本年10月1日からの「おいでませ！山口国体」において、バレーボール少年女子、バスケットボール少年女子、自転車トラック、軟式野球成年男子の正式競技と、スポーツ行事としてビリヤードナインボールを開催するとともに、10月22日からの「おいでませ！山口大会」において、アーチェリー、車椅子バスケットボールを開催いたします。

開催期間中は、全国から約3,000人の選手・役員等をお迎えすることになりますの

で、「市民総参加の山口国体」を目指して、昨年のリハーサル大会の経験を生かし、約700人の市民ボランティアや24の民泊協力会をはじめ各種団体と連携を図りながら、御協力をいただき、各競技の安全で円滑な進行を実現するとともに、おもてなしの心にあふれた運営を行ってまいります。

競輪事業につきましては、全プロ選手権自転車競技大会や、開設62周年記念競輪を開催し、車券売上金収入の増加による収益増を目指してまいります。

以上、「第四次防府市総合計画」のまちづくりの大綱に沿って、平成23年度予算に基づく事業の概要について御説明申し上げましたが、国、地方ともに、財政健全化が喫緊の共通課題となっております。国、地方が一丸となって、行財政改革等の健全化方策に積極的に取り組んでいく必要があります。

このような中、これからの地方は地域自らが自立し再生していくことが極めて重要であり、引き続き行財政改革を断行することによって、確固たる行財政基盤を築き上げることが、本市をさらに進化発展させ、「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」と、市民の皆様様に自信と誇りを持っていただける「誇り高きふるさと防府」の実現につながると確信いたしております。

最後になりますが、この「防府市を次の世代に引き継いでいく」という使命を達成するため、そして「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」を築くための第一歩として、市民の皆様と議員各位の御理解・御協力を賜りながら、全職員がスピード感を持って積極果敢に取り組むことをお誓い申し上げ、平成23年度の施政方針といたします。（拍手）

○議長（行重 延昭君） ただいまの施政方針に対する質問等につきましては、一般質問に含めてお願いをいたします。したがって、この質問の要旨は本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いいたします。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第15号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（行重 延昭君） 議案第15号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第15号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成23年4月1日から山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、非常勤の職員に係る公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する事務並びに公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務を共同処理する団体に光市を加えることに伴い、関係地方公共団体と協議して組合の共同処理する事務及び規約を変更することについてお諮りするものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案についてはこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

議案第16号防府市地域職業訓練センター設置及び管理条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第16号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第16号防府市地域職業訓練センター設置及び管理条例の制定について御説明申し上げます。

防府地域職業訓練センターは、平成4年に当時の雇用促進事業団が新しい時代にふさわしい有為な職業人を育成することによって、地域経済社会の発展に寄与することを目的に設置した施設でございますが、雇用促進事業団から業務を継承いたしました独立行政法人雇用・能力開発機構から、昨年、防府地域職業訓練センターを無償で譲り渡すことについて

での照会がございました。

本市といたしましては、労働者の職業能力の開発及び向上の促進を図り、現在の不安定な雇用状況に対応するため、防府地域職業訓練センターが担ってきた役割は重要であり、今後もその機能を存続させるべきとの判断から、これを譲り受けることとし、本年4月からは市の施設として御利用いただく予定にいたしております。

つきましては、その防府地域職業訓練センターの適正な管理と運用を図るため、条例を制定しようとするものでございます。

なお、今回の条例の制定にあたりましては、原則、現行の運営状況と同様に整備することで、移管による混乱を生じさせないようにすることといたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） ちょっと確認のためにここでお聞きをいたしますが、第4条の休館日についてであります。この条文では、一つ目に日曜日及び土曜日というような形で休館日というふうにしてありますが、現行は行事とかというものでお貸ししているのではないかというふうに思っております。で、この辺の扱いについてどういうふうになるのかということ、ちょっと確認のためにお聞きをいたします。

それから2つ目に、職業訓練センターというような形の職業能力の開発だとか、訓練とか、こういったものが設置の目的としてあるわけで、いわゆる市民教養講座的なもの、生涯学習的なもの、こういうものについての扱いについては、どういうふうを考えているのか。例えば日曜日だとか土曜日ということで貸し館的にされる場合については、私はあり得ると思うんですけれども、本来の業務としては、やはり職業訓練といいますか、そういう形で、これは防府市に事業所だとかそういう物を誘致する場合には、地域の中でこういう職業訓練ということができるとするのは、一つの売りになると思うんですよね。そういう形の中で、むしろ職業訓練センターの本来の目的に特化すべき、市の直営の施設になってですね、この際そういうふうに変化していくべきではないかと思うんですけれども、この辺についての運営の考え方をお聞きをしたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。防府地域職業訓練センター、これにつきましては、まず休館日でございますけれども、第4条で定めております。これは一応、このように現行の施設につきましてもそう決めているわけですが、土曜日、日曜日、祝日に対しましては開館というような形で、今後も柔軟に対応していきたいというふうに思っております。例えば市民の皆さんがいろんな講座で貸してくださいといわれた場

合、土曜日、日曜日であっても可能な限り開館をしたいというふうに思っております。

続きまして、2番目の質問でございますけれども、今回の条例の第3条の3項に前2号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業を行うことという項目がございます。この項目によりまして、職業訓練とか職業能力の検定、開発だけにとどまらず、広く地域住民の方への就職に必要な技術とか知識、これを習得することを目的とした職業研修、そして教養、趣味、生涯学習を目的とした市民講座の実施事業も積極的に行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 12番、田中健次議員。

○12番（田中 健次君） その休館日の話はわかりましたけれども、後段のセンターの目的を達成するために必要な事業を行うことということで言われた中で、教養、趣味及び生涯学習を目的としたというようなところは、これはやはりこの際、外すべきではないかと。やはり地域の職業訓練というのか、そういう形にしないと、それを中途半端に認めると、それがどんどん広がって行って、本来の職業訓練とは違ったような、公民館が一つ増えただとかいう感覚になりはしないのか。で、そうではなくて、やはり市長の施政方針演説の中でも企業誘致だとかいうことを言われましたけれども、テレビでときどき見る各地の取り組みの中で言えば、やはりその自治体がこういうような職業訓練施設を持って、そこがある意味ではその地域の人的なそういう職務に対応する能力を高めるといふ、そういう体制が整っておるところはやはり企業誘致ができると、こういったようなことがテレビで、紹介されている番組を見たことがあります。

そういうことからいけば、我が市のその企業誘致あるいは地場産業の育成、そういったことの視点に立って、今回、直営で私たちの市が受けるわけですから、そういう形に特化した施設にしていかないと、これはやはり中途半端な形でなるのではないかというふうに思いますので、この辺は後、委員会でもまた議論されると思いますので、この場で私の意見だけ申し上げて、質問を終わります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第16号については、産業建設委員会に付託と決しました。

議案第 17 号防府市中小企業振興条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第 17 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 17 号防府市中小企業振興条例中改正について御説明申し上げます。

本条例につきましては、市内中小企業の育成振興を図ることを目的に、昭和 50 年 3 月に制定され、以後、中小企業者等の自主的な努力に対し、必要な助成を行ってまいりました。本案は景気の低迷が続く中、市内中小企業者の金融の円滑化を図るため、助成金の助成対象を拡大するとともに、助成内容の見直しを行おうとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、助成の対象となる中小企業団体の種類について、2 倍以上の 9 種に拡大し、また従業員独立開業資金につきましても、これまで対象としていた従業員の独立に限らず、新たに創業する者であれば利用のできる資金として広く御活用いただけるよう改めようとするものでございます。

なお、従業員住宅等の従業員福祉施設に対する助成につきましては、これまで助成の実績が少なく、今後の利用も見込まれないことから、廃止することといたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 17 号については、産業建設委員会に付託と決しました。

議案第 18 号防府市工場等設置奨励条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第 18 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 18 号防府市工場等設置奨励条例中改正について御説明

申し上げます。

本市におきましては、昭和61年4月に産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に本条例を制定し、工場等の新設、増設等を行った事業者に対し奨励措置を実施してまいりましたが、本条例は本年度末をもってその効力を失うこととなります。

本案は、今後も引き続き、本市における工場等の新設や設備投資を活発化させ、本市産業の振興と雇用の促進を図るため、本条例の期限をさらに5年間延長するとともに、あわせて制度の一部を見直そうとするものでございます。

主な制度の見直しといたしましては、既に対象となる地域に工場等を設置している企業の振興を図るため、工場等の増設に係る奨励措置の補助率を工場等の新設と同じ補助率に引き上げるとともに、奨励措置の指定要件の一つである対象地域を拡大しようとするものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案についてはなお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第18号については、産業建設委員会に付託と決しました。

議案第19号防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第19号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第19号防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正について御説明申し上げます。

本市におきましては、平成13年4月に中心市街地の活性化と雇用の促進を図ることを目的に本条例を制定し、中心市街地において事業所等の新設、増設等をし、また、新たに雇用を行った一定の要件に該当する事業者に対し、奨励措置を実施してまいりましたが、本条例は本年度末をもってその効力を失うこととなります。

本案は、中心市街地において、市街地再開発事業や区画整理事業等により都市基盤施設の整備をいたしておりますことから、今後も引き続き、当該地域への事業所等の新設や設

備投資を活発化させ、中心市街地の活性化を図るため、本条例の期限をさらに5年間延長するとともに、あわせて対象地域の拡大や対象となる事業者の要件の緩和等制度の一部を見直し、さらなる産業の振興や雇用の促進を図ろうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、対象地域を中心市街地から中心市街地を含めた商業地域に拡大し、事業所などの増設にかかる補助率を引き上げ、さらに中小企業については、奨励措置の指定要件の一つである投下固定資産の額を引き下げようとするものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号については、産業建設委員会に付託と決しました。

議案第20号防府市大平山索道設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第20号を議題といたします。

理事者の補足説明求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第20号防府市大平山索道設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、大平山索道に1年の間に何度でも乗車することのできる旅客運賃を新設するため条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、1年のうちに何度となく大平山に足をお運びいただき、大平山索道を利用される方の利便性の向上を図り、また観光をはじめ市内外の多くの方に大平山を訪れていただき、さらなる索道の利用者の増加を図るため、大平山索道に1年の間に何度でも乗車することのできる「年間パスポート券」を新設しようとするものでございます。

なお、保護者に同伴するお子さんにつきましては、本市の例規の定めに基づき、旅客運賃を免除とすることが多いことから、「年間パスポート券」につきましては、特に大人と子どもの区分は設けないことといたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 大平山索道設置及び管理条例の一部を改正する条例の改正案について、数点、御質問をいたします。答弁の内容によっては3回を超えるかもしれませんが、その辺はよろしくお願いをいたしたいと思います。

第1点は、パスポート券を設けると、こういうことですが、このシステムの採用によって、経営にどのような好材料となるのか、考え方をお尋ねしたい。また、下手をするとパスポート券の又貸しとかいうような問題も生じる可能性があります、その又貸し等々の防止策について、どのようなことを考えておられるのかを第1点としてお尋ねをいたします。

で、第2点目は、観光協会がありますが、まず防府市の索道条例では、第5条で旅客運賃を決めておりました、第9条で運賃の減免ということで、「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を減免することができる」というふうにあります、施行規則では、その第5条で、旅客運賃の減免として、公務のために乗車するときとか云々ということで、10号にわたって認められております。これは、全額減免です。

そして、規則の第6条の第3項で、3号で、「その他市長が特に必要と認めるとき」ということで、たぶんここを使って観光協会の加入者はロープウェイが往復で500円と、要するに半額割引と、あるいは徳山動物園との観光協定に基づくもの、あるいは家庭の日とか、ほかにも何かあるのかわかりませんが、いずれにしても私どもにはこれは規則にも載っていない、要するに決裁で市長が半減できるというようなことをやっておられるんで、我々はどこを見ても、どこが半減になっているのかというのが、全く条例集を見ても、規則集を見ても出てこない。こういうふうなものは、いかがなものか、議会で議決をした旅客運賃第5条は、全く形骸化しておいて、議会の全くあずかり知らないところで、どんどん減額規定が使われておる。

そこで、2点目は、こういう制度化したような料金の割引については、周南市は徳山動物園の観光協定に基づく入場料の半額への減免は、ちゃんと周南市徳山動物園条例そのものに入れておるわけですが、これと同様に、今言ったような通年、恒常的に適用される減免のものにあっては、条例の中に入らなければならない、議会の審議を経てうたわれるべきであるというふうに思いますが、その点についてどのように考えておられるかが第2点。

そして、現在の時点で申し上げますと、観光協会は先ほど言いましたように、年1、

200円の会費を払えば半額で大平山に登れると。そうすると、パスポートを買ったつもりで3,000円を出せば、5回までであれば2,500円で済むわけですから、何もそのパスポート券を買わなくても、観光協会に入れば5回までは、500円、500円で2,500円で済むというようなことで、さほどこのパスポート券が有利でもない。年間5遍も行くと言やあ大変な、6回でもペイですから、チャラチャラになるわけですから、そういうこと。

そして、もっと言いますと、観光協会は昨年からだったと思いますが、一般社団法人になっておるわけでございます。一般社団法人というのは、公益的事業だけをやる団体ではなく、税金もさほど優遇されない、収益事業をやってもいい団体です。要するに、利益の還元が出資者に返らないというだけであって、その他のことについてはさほど株式会社とは変わらない、そういうふうな位置づけにされております一般社団法人である観光協会、一法人である観光協会に、そういう市の公の施設の利用について、便宜を与えていいものかどうか。

私は、もう観光協会員は500円ですよというのは、この際、パスポート券をよく買ってもらうためにも、やめるべきであるというふうに思いますが、以上3点についてお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

まず、最初の御質問でございます。今回のこの年間パスポートを設けた場合、経営にどのような好材料を与えるかということでございます。これの説明につきましては、平成22年度と23年度の当初予算について若干御説明を差し上げたいというふうに思っています。

平成22年度におきましては、ロープウェイに乗車をしていただく運賃収入、これを当初1,784万1,000円というふうに見込んでおりました。平成23年度におきましては、運賃収入におきましては、平成22年度同様の、すなわち年間パスポートを使用しない場合の運賃収入を1,218万円と見込んでおりました。今回の導入する年間パスポート、この収入予算を2,500人ということで、750万円というふうに見込んでおりました。したがって、平成23年度の当初予算1,968万1,000円ということで、約180万円から190万円の収入が平成22年度に比べまして増収をするというふうに見込んでおります。

続きまして、年間パスポートの又貸しといいますか、これについてでございますが、現在のところ、このパスポートにつきましては、ミラーコート仕様のテレホンカード的なもの

のを材料で、今検討をしておるところでございます。このあたりにつきましては、今そういう仕様で作成をしまして、購入者の方の氏名、年齢、住所、これを記載しまして、本人以外の使用を防ぎたいと思っております。

なお、この年間パスポートの、県内各市の防止策でございますけども、下関の海響館、これにおきましては写真等を必要としております。しかしながら、周南市の徳山動物園、萩の博物館、柳井市にあります山口フラワーランド、これにつきましては顔写真を不要としているところでございます。

次に、施行規則第6条、これにさまざまな形で、防府市の場合、割引をしているわけでございますけども、例えば割引の例としましては、議員がおっしゃいました、観光協定、徳山動物園との相互割引、バースデー割引、観月会、夜間納涼運転などがあるわけでございますけども、現在のところ、これは議会の承認を得ないで条例または施行規則に応じて制度化したものでございます。この件につきましては、今回、年間パスポートを導入するに当たりまして、検討をしてみたいと思っております。

次に、観光協会に入ればさほど有利なものでもないということでございますけども、市長の答弁にもありましたように、1年間に何度となく乗車している方に対しまして、今回、年間パスポートを導入するものでございますが、このうち観光協会のこと、申されました、一般社団法人から収益事業化するというので、このあたりについても過去観光協会につきましては、観光協会の会員数を増やすために、さまざまな、市としても協力をしたわけでございます。この辺につきましては、今後の検討材料とさせていただきたいというように思っております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） まず、1点目ですが、結構強気に見込んでおられて、来年度決算が大変楽しみではあります。しかし、いずれにしても、やはりきょうびパスポート券の横流しというか、そんなことは十分考えられるんであって、本来3,000円も出して買ってくれた人を処遇するためにも、やはり個人認証のシステムというのは大変大事だろうというふうに思います。

現在も子ども連れの、児童を連れてきた人の、防府市内の方は、児童についてただだということですが、現実には、あなたは防府の人ですかと子どもには聞いていないというようなことも聞いています。ほとんどパスポート券を見て、住所と氏名は確認のしようもありませんが、生年月日を見て、大正生まれの人が平成生まれのパスポートを持ってくればあれかもしれませんが、それ以外は、ほとんどは見分けがつかないし、多分検札のところではそこまでの確認はしないんじゃないか、パスポート券を見せたら「はい、どうぞ」という

形になるのではないかということからして、個人認証のシステムは明確にしておく必要があるというふうに思います。

それについて、改めてちょっと考え方を聞いてみたいと思いますが、観光協会は僕はやめるべきだというふうに思っておりますが、徳山動物園であるとか、こういうことは今までも何度か聞いたことがありますんで、条例集、規則集に載ってなくても、そねえなことをちよるんじやなど、市長の独断でされておるんだなということはわかりますが、決裁ですから、どこにも書きものはありませんから。今、しかしパスデーだとか夜間納涼とかが半額にもなっているんか、何割か知りませんが、そういうことは全く私は知りませんでした。

ですから、こういうことというのは、やはり条例に上げて、議会の審議を経て、議会の同意のもとにすべきであるということ、早急に条例の中に盛り込むようなことをすべきであるというふうに思っておりますが、検討するという話がありましたが、いつまでをタイムリミットで検討される予定なのか、そちらのほうでただらだらしておられるんじやったら、私どものほうで政策提案での条例改正をしたいというふうに思っておりますが、いつまで検討される予定なのかお尋ねをいたしたいと思います。

それから、観光協会につきましては、パスポート券をできるだけ多く人に買ってもらうとするのであるんならば、やはり5回までは観光協会の会員証を使ったほうが得、6回でやっどこさペイ、こういう状態ですので、もう一般社団法人ですから、そういうところへの市の公の財産を有利に貸し付ける、あるいは利用させるというのは、地方自治法の趣旨からしてもおかしいというふうに思いますが、何かこれも検討されるというような発言があったかやに思いますが、それであればタイムリミットはいつまでに検討されるのか、お尋ねをします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。

まず、最初の年間パスポートを他人の人に貸すというふうな、その防止策でございますけども、先ほど下関市の海響館につきましては、顔写真を載せて年間パスポートを発行しております。県内では、現在であればこの1施設につきましてはそのようになっているところでございます。で、先ほど説明しましたのは、現在のところ防府市につきましては本人の住所、年齢、名前、これを記載をいたしまして、テレホンカード仕様のもので検討しているということでございますけども、この件につきましても、再度、今の御指摘をいただきましたので、いま一度検討をしてみたいというふうに考えております。

それと、続きまして、ぜひいろんな割引制度につきまして、条例に盛り込むべきではな

いかと、その御質問に対しまして、検討したいというふうに申しました。いつまで検討するかということでございますけども、現在のところ検討していくということで御理解をいただければと思います。

観光協会につきましても、一般社団法人となりましたので、もうこの辺でどうかということでございます。この辺につきましても、持ち帰りまして協議をしてみたいと思いますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 全く明快な回答が出ませんでしたので、議会は議会として行動を起こさなきゃいけないなという思いがしておりますが、そこで最後の質問をいたします。これ以上質問をしてもまともな答えが返ってこないでしょうから、最後の質問をいたしますが、現在、観光協会の会員が50%の割引を使って、どの程度、年間ロープウェイを利用しておるか、延べ人数で結構です。ぜひ教えていただきたいと思います。それが一つ。

それが一つと、これはまたまた監査委員さんにお聞きしてみたいんですが、一般社団法人、要するに収益事業を行うことができる一般社団法人への便宜供与として、こういう市の公の施設を利用させる、勧誘の口実に使わせるということが適切であるかどうかということ、もし監査委員さん、この場ですぐお答えができればお答えをいただきたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 観光協会の会員が年間何人ほど乗車しておられるかということにつきましては、申しわけございません、現在、今その数字を手元に持っておりませんので、回答することができません。

○議長（行重 延昭君） 監査委員。

○代表監査委員（和田 康夫君） 今回の件に関しましては、前回、いつでしたか、同じような質問がございました。監査のほうとして、こういったような内容について、特に条例なり規則なりで市長が特に認めるという場合に、どういうふうな判断で、これを適切であるかないかということについて、監査としては何らかのこの基準といいますか、一番いいのは法律なり、それから条例なり、規則なりで定められたものに沿っているかどうかということについて、監査として判断をするという状況でございます。今回その一般社団になったからどうのこうのというような形になったときに、監査として、当然、個人的な思いはいろいろあるかもしれませんが、この基準に沿ってないよとかいうような形での物言いはできるかもしれませんが、当面、市、執行部なりの裁量という問題で判断をするのは、なかなか難しい面があります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案についてはなお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号については、産業建設委員会に付託と決しました。

議案第21号防府市奨学資金貸付条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第21号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第21号防府市奨学資金貸付条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、本市の奨学資金の貸付の対象となる者の要件に関する規定について、条例の運用の実際に即したのものとなるよう表現の見直しを行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案についてはなお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第21号については、教育民生委員会に付託と決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。なお、次の本会議は3月4日の午前10時から開催しますので、よろしくお祈りをいたします。なお、お帰りの際、賛否報告書を事務局まで提出してお帰りいただきますようお願いいたします。お疲れでございました。

午後 1 時 3 9 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 3 年 3 月 2 日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 下 和 明

防府市議会議員 田 中 敏 靖